

しあわせの森公園フォトオブジェ設置業務  
プロポーザル実施要領

令和6年1月

葛城市 都市計画課

# しあわせの森公園フォトオブジェ設置業務プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

しあわせの森公園は令和4年度に芝桜等による植栽整備事業が完了しました。施設概要として北側法面の芝桜、多目的に使用出来る芝生広場を2面、奈良盆地を一望出来る展望広場を備えた葛城市の新たな観光資源として期待されている都市公園です。

一方、隣接する道の駅かつらぎについても2016年のオープンから順調に来客数が増加し、年間来客数は100万人を超えるまでに推移しています。

今回、葛城市の市制20周年を広く周知するために葛城市を象徴するオブジェを設置することを検討しています。オブジェを設置することで市制20周年であることをSNS等を通じて広く周知させたいという思いです。また、そのことにより来園者の増加につなげることに加えて、来園者を公園内の展望広場まで誘導できる仕組みを作ることを目指します。そこで、葛城市への誘客を目的とした公募型プロポーザルを実施します。

## 2. 事業概要

事業名称：しあわせの森公園フォトオブジェ設置業務

事業概要：フォトオブジェの設置

事業場所：葛城市太田・寺口地内 しあわせの森公園地内

整備条件：仕様書のとおり

## 3. 業務内容等

### (1)業務の内容

ア 本業務は、しあわせの森公園にフォトオブジェの設置を行うものです。

イ 契約の際に、業務の詳細について双方で確認を行います。

ウ フォトオブジェの設置にあたっては、デザイン性と配置検討を含めたプラン案を作成し、発注者と詳細について協議を行ってください。

エ 設置プランの承認を受けなければ設置できません。

### (2)事業費

契約金額の上限は、2,200千円（税込）です。

### (3)事業工期

令和6年4月30日(火)までとします。

### (4)業務実施場所（別紙）

葛城市太田・寺口地内 しあわせの森公園地内

#### (5)業務の契約等

- ア 市は、最優秀提案者を「しあわせの森公園フォトオブジェ設置業務」の受託候補者とし、契約締結交渉を行います。ただし、審査委員会にて最優秀提案者の提案に著しい課題があると判断される場合は、交渉をしない場合があります。
- イ 最優秀提案者若しくはその構成員が本事業者選定終了後に 8. その他(1)の失格条項に該当すると認められた場合、又は、市と最優秀提案者による契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行うこととします。
- ウ 一次審査及び二次審査の合計点の満点（100点）の6割（60点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しません。
- エ 参加者が1名となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知します。
- オ 一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合、当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合は、二次審査の得点が高いものから順に受託候補者及び次点者を選定し、当該提案者それぞれの二次審査の得点と同じ場合は、くじ引きにより受託候補者及び次点者を選定します。

#### 4. 事業者選定の概要

##### (1)発注者及び担当課

- ア 発注者 葛城市
- イ 担当課 葛城市役所 都市計画課
- 住 所 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166
- 電 話 0745-44-5013（ダイヤルイン）
- F A X 0745-44-5008
- ホームページ <https://www.city.katsuragi.nara.jp/>
- 電子メールアドレス [toshikei@city.katsuragi.lg.jp](mailto:toshikei@city.katsuragi.lg.jp)

##### (2)葛城市プロポーザル審査委員会

事業者の選定は、葛城市職員等で構成する葛城市プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が行います。

##### (3)受託候補者の選定方式

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行います。

## 審査基準の概略

審査	評価項目	選定数
1次審査 (書類審査)	①オブジェクト設置のデザインの企画提案の実績 ②コストの妥当性	最優秀提案者(1者) 次点者(1者)
2次審査 (ヒアリング)	①フォトオブジェのデザインについての提案 ②しあわせの森公園におけるフォトオブジェの配置についての提案	

### (4)主なスケジュール

・ 手続開始の公告	令和6年1月16日(火)
・ 参加表明書等の様式の交付期間	令和6年1月16日(火)～令和6年1月31日(水)
・ 参加表明書等の提出期間	令和6年1月16日(火)～令和6年1月31日(水)
・ 現地見学期間	随時(特に設けません)
・ 質疑書提出期間①	令和6年1月16日(火)～令和6年1月24日(水)
・ 質疑への最終回答期日	令和6年1月26日(金)
・ 審査書類等提出期間	参加表明書受付番号通知日～令和6年2月14日(水)
・ 質疑書提出期間②	参加表明書受付番号通知日～令和6年2月6日(火)
・ 質疑への最終回答期日	令和6年2月9日(金)
・ ヒアリング	令和6年2月27日(火)
・ 審査結果の通知	令和6年3月1日(金)(予定)

## 5. 応募資格

### (1) 参加する全ての企業の要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者となります。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領又は葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き中又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き中の事業者でないこと。
- エ 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- オ 近畿圏内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(2)その他、本業務を実施する上で必要な資格等を有していること。

## 6. 応募に係る手続き等

### (1) 参加表明書等の様式の交付期間等

#### ア 交付期間

令和6年1月16日(火)～令和6年1月31日(水)

#### イ 交付方法

葛城市公式ホームページからダウンロード。

### (2) 参加表明書等の提出

参加表明書(様式1)、その他提出書類を以下のとおり作成し提出してください。

#### ア 提出方法

持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。

#### イ 提出期間

令和6年1月16日(火)～令和6年1月31日(水)午後5時まで

(※郵送の場合は令和6年1月31日(水)必着とする。)

#### ウ 参加表明書受付番号の通知

参加表明書等を提出した応募者には、都市計画課から電子メールで受付番号を通知します。

#### エ 業務実績調書(様式3)

国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内(平成25年4月1日から令和5年3月31日)に発注した業務について、主体的に携わった(元請として受注した)実績があれば、その概要を記入してください。

#### オ 業務実施体制(様式4)

本事業に従事する技術者の体制、資格、実績について記入し、資格者証の写し等を添付してください。

#### カ 見積書及び内訳書(任意様式)

合計金額を税抜きで記載してください。なお、見積書及び内訳書における数量は、現段階での想定で構いません。

### (3) 審査書類等の提出

#### ア 提出方法

提案書等審査書類は各10部準備し、持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出してください。

※提案書(様式2-1)については、A3横書き、片面印刷、8枚(表紙を除く)までとします。

#### イ 提出期間

参加表明書受付番号通知日～令和6年2月14日(水)

(※郵送の場合は令和6年2月14日(水)必着とする。)

#### ウ 提案書(様式2-1,様式2-2)

下記基本方針①、②に留意して、提案を記入して下さい。その他、特に応募者が主張したい事項があれば提案してください。

- ①フォトオブジェのデザインについての提案
  - ・利用者の使いやすさへの配慮
  - ・葛城市の認知度向上への配慮
- ②しあわせの森公園におけるフォトオブジェの配置についての提案
  - ・しあわせの森公園全体の景観への配慮
  - ・写真撮影時の構図への配慮

#### (4) 費用負担

参加表明書、審査書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とします。

#### (5) 質疑応答

質疑書(様式 5)は電子メールでのみ受け付けます。(文字のみ)4.(1)都市計画課の E-mail アドレス宛てに送付してください。なお、質疑書の提出後に電話により受信確認を行ってください。

電子メールの件名は「(質疑書)しあわせの森公園フォトオブジェ設置業務」としてください。

質疑に対する回答は、個別に回答します。

##### ア 質疑書の提出期間

①令和 6 年 1 月 16 日(火)～令和 6 年 1 月 24 日(水)午後 5 時まで(参加資格に関する質疑)

②参加表明書受付番号通知日～令和 6 年 2 月 6 日(火)午後 5 時まで(提案書に関する質疑)

##### イ 質疑回答期日

質疑書の提出を受けた日の翌日から起算して 2 日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)ただし、2 日以内に回答できない場合は、その旨を質疑者へ通知します。なお回答は質疑者のみへ行います。

最終回答期日 令和 6 年 2 月 9 日(金)

##### ウ その他

本実施要領の追加又は修正は、随時葛城市ホームページに掲載します。

#### (6) ヒアリング

ア 応募者による提案内容の説明(20 分以内のプレゼンテーション)と、審査委員による質疑応答(10 分程度のヒアリング)を行います。

イ 提案書(様式 2-1,様式 2-2)にある内容に沿ってパワーポイント等において表現してください。(補足資料の投影は可能としますが、追加配布は認められません。)

ウ モニター(HDMI 入力)は都市計画課で準備しますが、パソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備することとします。

エ 参加者は 3 名までとします。

オ 社名が特定できるような名札等を身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこととします。

カ 開催は、令和 6 年 2 月 27 日(火)を予定していますが、実施時間(開始時刻、説明時間)、場所及びその他詳細については、提出書類等の提出期限後に応募者総数が把握でき次第通知します。

キ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。

ク 応募者が多数の場合は、都市計画課により(7)評価基準で示す一次審査において事前審査を行い、ヒアリングを行う上位4者程度を選定する場合があります。

#### (7) 評価基準

ア 一次審査 (25点満点)

##### ①オブジェクト設置のデザインの企画提案の実績審査基準 (業務実績/5点満点)

対 象：業務実績調書(様式3)

評価方法：国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内（平成25年4月1日から令和5年3月31日）に発注し、平成25年度以降に竣工した公園のフォトオブジェ他オブジェクト設置について、主体的に携わった実績を1件とし、件数に応じて以下の配点を行う。

実績数が3件以上	5点
実績数が1件以上3件未満	3点
受注したが竣工した実績はなし	1点

##### ②コストの妥当性審査基準 (価格点/15点満点)

対 象：見積書 (任意様式)

採点は合計金額により行う。(内訳書は採点対象外)

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

- ・最低見積価格者の得点は15点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

$$\text{「価格点} = 15 \text{点} \times (\text{最低見積価格} \ast 1 / \text{見積価格} \ast 2)\text{」}$$

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：該当提案者の見積価格

##### ③会社の所在 (5点満点)

本事業に参加する企業が葛城市内に本店、支店又は営業所を有する場合は、下記により計算し加点を行う。

参加する企業が、葛城市内に本店を有する場合	5点
参加する企業が、葛城市内に支店又は営業所を有する場合	3点
参加する企業が、奈良県内に本店、支店又は営業所を有する場合	1点

イ 二次審査 (75点満点)

提出書類等及び二次審査(ヒアリング)で評価する評価項目、評価基準は下記のとおりです。

評価項目	評価基準		配点
業務実施方針及び取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容、業務の背景や課題などを理解した提案となっているか。</li> <li>・ 提案内容の企画力</li> <li>・ 取組み意欲の高さや積極性</li> </ul>		10
提案内容	フォトオブジェのデザイン	<p>利用者の使いやすさについての提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来園者の利用を促進するような提案となっているか</li> </ul> <p>葛城市のPRについての提案（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葛城市の認知度を高めることにつながる提案となっているか</li> </ul> <p>フォトオブジェの安全性についての提案（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来園者の安全に配慮した提案となっているか</li> </ul>	25
提案内容	しあわせの森公園におけるフォトオブジェの配置	<p>しあわせの森公園全体の景観への配慮（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園の景観とマッチした配置となっているか</li> </ul> <p>写真撮影の構図への配慮（10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撮影時の構図に関する検討、その他の工夫や提案がなされているか</li> </ul> <p>設置台数の提案（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園全体でのバランスを考慮した設置台数となっているか</li> </ul>	25
独自提案業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市制 20 周年の周知に資する提案 等</li> <li>・ 今後の維持管理の負担軽減に繋がる提案 等</li> </ul> <p>（提案例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 20 周年の表示の提案</li> <li>② 本体の耐久性や維持管理の必要性についての提案 等</li> </ul>		15
合計			75

(8) 審査の公開

審査及びヒアリングは非公開とします。



(9) 選定結果の発表

葛城市ホームページで受託候補者を公表するとともに、応募者全員に通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

(10) 提出書類チェックリスト（様式 6）

提出書類については、提出書類チェックリスト（様式 6）の応募者確認欄にチェックの上、書類を提出する都度、添付してください。

## 7. 現地見学

現地見学を希望する場合は、各自において実施してください。（現地説明会は行いません。）

## 8. その他

(1) 失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 提出書類等に虚偽の記入をした者。
- イ 応募資格の要件を満たさない者。
- ウ 提出書類の提出方法及び提出期限を守らない者。
- エ 審査委員会の委員又は関係者と接触を行った者。
- オ 提出書類等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者。
- カ その他、審査委員会が不適格と認めた者。
- キ 契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった者
- ク 二次審査終了までの間に他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した者

(2) 提出書類等の取り扱い

提出後の提出書類等の追加、修正は認めません。

- ア 提出書類等は返却しません。
- イ 提出書類等の著作権は、応募者に帰属します。
- ウ 市では、最優秀提案者及び次点者に選定された提出書類等の公表(広報、ホームページ等)や出版物等への掲載、展示などをする場合があります。
- エ 選定後において、市は提出書類の趣旨は尊重しますが、提出書類の内容に拘束されないものとします。

(3) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法(平成 4 年法律第 5I 号)に定める単位とします。